

## サービック第二事業所

# 「安全配慮義務」に 違反する事象が発生する!

サービック新大阪第二事業所において、「安全配慮義務」に違反する事象が発生しました。

11月14日、第二事業所の社員は出勤のため職場に来ましたが、「ろれつが回らない」「言葉がでない」状態になりました。社員は仕事ができる状態でなくなったので休むことにしました。

問題は、その時の管理者の対応です。

社員が「ろれつが回らない」「言葉がでない」状態にもかかわらず、対応した管理者（複数）は救急車の手配も行わず、あろうことか「歩いているから大丈夫」と驚くべき発言を行い、社員を一人で帰宅させました。

社員は、一人で自宅に帰りましたが、奥さんが仕事で不在などもあって、病院に行くのに相当の時間を要しました。病名は、一刻も早く病院に行かなければならない「脳梗塞」でした。

第二事業所の管理者の対応は、明らかに「安全配慮義務」違反になります。

J R 東海労新幹線関西地本は、第二事業所の管理者による社員の生命を軽視した「安全配慮義務」違反に対して、サービック本社・第二事業所所長に抗議を行いました。

「安全配慮義務」とは、使用者（事業者）が労働者（従業員）の心身の健康と安全を守るために配慮すべき義務のことです。労働契約法や労働安全衛生法で定められています。

具体的には、労働者が安全かつ健康に働けるよう、「物理的な職場環境の整備」「事故防止策の実施」「心身の不調に対する対策の実施」などを行わなければなりません。